

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、本町の人口は22,693人であり、平成27(2015)年調査(23,610人)と比べ917人減少している。また、平成27(2015)年調査に比べ、総人口に占める年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少している一方で、老年人口(65歳以上)の割合は増加している。

将来推計人口によると、本町の人口は、2050年に15,455人となり、2020年の約68%になると想定されている。また、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、2050年には約43%になると想定されている。

令和3年経済センサス活動調査によると、綾川町内の事業所数は920事業所であり、町内事業所のほとんどは中小企業である。また、令和2年国勢調査における綾川町の産業別従事比率は、第3次産業が66.2%と最も多く、次いで第2次産業が24.4%、第1次産業が9.3%となっている。

現在、綾川町の産業は農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種の中小企業が綾川町の経済、雇用を支えている。また、これらの中小企業は、役場周辺の滝宮地区を中心に、旧綾南地区、旧綾上地区の全域に広域的に立地しているが、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

そのため綾川町では、「綾川町創業支援事業」や「綾川町中小企業振興資金利子補給制度」「綾川町中小企業融資制度」の独自の支援措置により中小企業の経営支援、資本投下や新規企業の参入を促しているが、より一層の支援の拡充を図る必要がある。

(2) 目標

綾川町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこととし、人口減少と経済縮小の負のスパイラルから脱却するために、年平均3件以上の事業者の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

綾川町の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が綾川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

綾川町の産業は、役場周辺の滝宮地区を中心に、旧綾南地区、旧綾上地区の全域に広域的に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

綾川町の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が綾川町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間の期間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。